平成２７年（フ）第１０５号
大阪府和泉市伯太町１丁目10―１、住民票上の住所大阪府和泉市鶴山台３丁目７番72―502号
債務者　清水　寛子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
大阪府和泉市尾井町１丁目５番19―204号
債務者　大谷　恵子（旧姓西端）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
大阪府泉佐野市下瓦屋468番地第３亀井マンション512
債務者　木下　広司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
大阪府泉佐野市下瓦屋468番地第３亀井マンション512
債務者　木下　敬子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
大阪府泉佐野市旭町２番29号、前住所大阪府泉佐野市旭町３番29号
債務者　魚住　京治
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
大阪府泉佐野市旭町２番29号、前住所大阪府泉佐野市旭町３番29号
債務者　魚住　治子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地47棟402号、前住所大阪府泉南市信達牧野812番地の３
債務者　古田　　勇
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
大阪府泉南市信達市場1546番地の１フラワーハイツ301号
債務者　井上　惠子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
大阪府岸和田市磯上町３丁目９番５号ライフコート岸和田225号
債務者　井上　裕身
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
大阪府和泉市府中町512番地の１サングレース和泉201
債務者　堰口多加子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
大阪府泉大津市楠町西２番２―304号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目23番20号
債務者　溝川　和孝
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
大阪府泉大津市田中町12番２号
債務者　藤田　好江
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
大阪府岸和田市松風町７番１―106号
債務者　宮崎　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
北海道芦別市上芦別町105番地の125
債務者　太田惠美子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
福島県会津若松市西栄町１番60号　アーバンスクエア403、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字更科字比丘尼山3989番地
債務者　栗城　人士
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
福島県会津若松市千石町１番30号　サンコーポ203号、前住所福島県大沼郡金山町大字川口字森ノ上481番地の３
債務者　佐藤　　幸（旧姓猪俣）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
群馬県太田市龍舞町1675番地８　レ・ジュメルＢ―203号
債務者　福島　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
前橋地方裁判所太田支部